

日薬業発第 305 号

令和 8 年 9 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 渡 邊 大 記

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

標記につきまして、厚生労働省保険局国民健康保険課、国民健康保険中央会ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に伴い、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間が示されたこと等については、令和 8 年 9 月 24 日付け日薬業発第 304 号にてお知らせしたところです。

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者において、かかりつけの医療機関・薬局で診療・調剤を受けることができず、他の医療機関・薬局において診療・調剤を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

今般、かかりつけの医療機関・薬局以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関・薬局及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供する事業が実施されることとなりました。

また、国保連が当該事業を実施するに際の留意点も示されておりますので、詳細につきましては、各国保連にお問合せ下さい。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願いいたします。

(別添)

- ・令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

(令和 8 年 9 月 22 日付け事務連絡、厚生労働省保険局国民健康保険課ほか)

- ・令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る既往歴等の提供について

(令和 8 年 9 月 22 日付け事務連絡、国民健康保険中央会)

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 2 日

公益社団法人	日本医師会	}	御中
公益社団法人	日本歯科医師会		
公益社団法人	日本薬剤師会		

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、各保険者及び各地方厚生（支）局等あてに事務連絡を発出しておりますので、御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

別 添

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 2 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室、政策統括官付医療情報連携担当参事官室、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国民健康保険団体連合会が対応できない場合にあっては、国民健康保険中央会。以下「国保連等」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連等が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供

する事業を実施することとなりました。ついては、事業の実施について御了知いただくとともに、貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国保連等が当該事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとしております。詳細につきましては、各国保連等にお問合せ下さい。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等の名称、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。



令和 8 年 9 月 21 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県の15 市 8 町 1 村、東京都の1 町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
千葉県 (15 市 8 町 1 村)	銚子市 (ちょうし)、木更津市 (きさらづし)、野田市 (のだし)、成田市 (なりたし)、旭市 (あさひし)、 勝浦市 (かつうらし)、流山市 (ながれやまし)、鴨川市 (かもがわし)、君津市 (きみつし)、 富津市 (ふつつし)、袖ヶ浦市 (そでがうらし)、南房総市 (みなみぼうそうし)、匝瑳市 (そうさし)、 香取市 (かとりし)、いすみ市 (いすみし)、栄町 (さかえまち)、神崎町 (こうさきまち)、 横芝光町 (よこしばひかりまち)、睦沢町 (むつざわまち)、長生村 (ちょうせいむら)、 長南町 (ちょうなんまち)、大多喜町 (おおたきまち)、御宿町 (おんじゆくまち)、鋸南町 (きよなんまち)	9 月 20 日 (9 月 21 日)
東京都 (1 町)	大島町 (おおしままち)	9 月 21 日 (9 月 21 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf

○留意事項

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う法適用市町村		法適用日 (公示日)
千葉県 (21 市 4 町)	千葉市 (ちばし)、市川市 (いちかわし)、船橋市 (ふなばし)、館山市 (たてやまし)、 松戸市 (まつどし)、茂原市 (もばらし)、佐倉市 (さくらし)、東金市 (とうがねし)、 習志野市 (ならしのし)、柏市 (かしわし)、市原市 (いちはらし)、八千代市 (やちよし)、 我孫子市 (あびこし)、鎌ヶ谷市 (かまがやし)、四街道市 (よつかいどうし)、八街市 (やちまたし)、 印西市 (いんざいし)、白井市 (しろいし)、大網白里市 (おおあみしらさとし)、白子町 (しらこまち)、 長柄町 (ながらまち)	8 月 13 日 (8 月 13 日)
	富里市 (とみさとし)、山武市 (さんむし)、酒々井町 (しすいまち)、九十九里町 (くじゅうくりまち)	8 月 13 日 (8 月 14 日)

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 22 日

日本薬剤師会 御中

国民健康保険中央会

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る既往歴等の提供について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和 8 年台風第 25 号により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室、政策統括官付医療情報連携担当参事官室、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の国民健康保険団体連合会

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

公益社団法人 国民健康保険中央会 医療保険部 北澤、佐藤（成）、村椿

TEL：03-3581-6561 （連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分）